

【別紙】

総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準

1. 落札者の決定方法

落札者は、次の要件に該当する者のうち、壱岐市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱第5条及び6条の規定に基づき、「2. 総合評価の方法」によって得られた数値（以下評価値）の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(2) 評価値が、次に示す算定式により算出した基準評価値を下回らないこと。この場合において、予定価格の単位は円とし、基準評価値の端数処理は行わないものとする。ただし、基準評価値の表示は、原則少数第3位（少数第4位を四捨五入する。）までとする。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

2. 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値は次の算出方式により算出する。

ア 入札価格が「履行確実性評価価格」以上の場合

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000$$

イ 入札価格が「履行確実性確保価格」以上「履行確実性評価価格」未満の場合

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{履行確実性評価価格} \times 100,000,000$$

ウ 入札価格が「履行確実性確保価格」未満の場合

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{履行確実性評価価格} + (\text{履行確実性確保価格} - \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

※入札価格の単位は円とし、評価値は、端数整理を行わないものとする。ただし、評価値の表示は、小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

(2) 技術評価点の配点

技術評価点の配点は次のア（標準点）とイ（加算点）の合算点とする。

ア 標準点は、技術資料を全て提出した場合に与えられる点数で100点とする。

イ 加算点は、「総合評価落札方式（特別簡易型）における技術評価の基準」に基づき評価した点数の合計点とする。（満点10点）

3. 落札者の決定及び通知

総合評価による落札者の決定は、開札日から7日以内に行うものとする。なお、壱岐市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱第9条の規定により学識経験者の意見を聴く必要があるとされた場合には、その意見を聴取した上で決定する。

また、落札者が決定した場合は、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

4. 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとする。

5. 入札の無効

技術資料の提出を欠いた者、同資料に記載がない者及び同資料に虚偽の記載を行った者のした入札は、無効とする。

開札日の翌日から落札決定までの間に、配置予定技術者が専任で配置できないことが判明した者の行った入札は無効とする。

6. 契約の解除

(1) 落札決定の通知後、配置予定技術者が現場に配置できないことが判明した場合には、落札決定を取り消し、又は契約を解除するものとする。

(2) 落札決定の通知後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、落札決定を取り消し、又は契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

7. 技術評価に伴う資料の提出

資料は紙媒体で提出すること。

①提出期限： 年 月 日 () 時 分までとする。(土、日を除く)

②提出場所： 壱岐市 総務部 財政課 契約班

③提出部数： 1 部

8. 実施上の留意事項

(1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された資料は、技術評価の審査以外に、提出者に無断で使用することはない。

(3) 提出された、資料は返却しない。

(4) 提出期限以降における資料の差し替え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

(5) 技術資料作成に関する手続きについての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには応じない。

壱岐市役所 総務部 財政課 契約班	
T E L	0920-48-1114
F A X	0920-48-1553
E-mail	iki5@city.iki.lg.jp